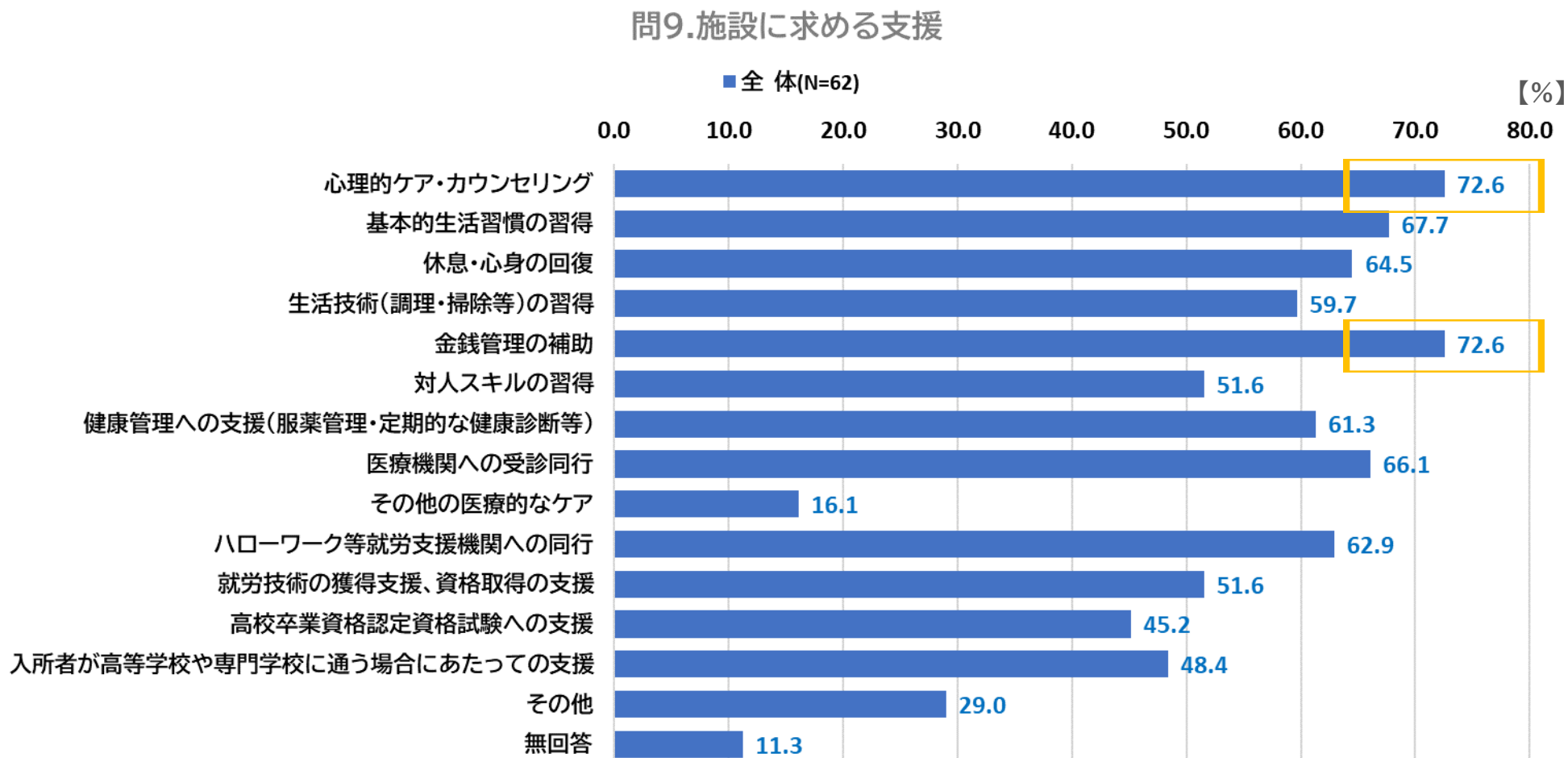


(9) - ① 婦人保護施設に求める支援について教えてください。(複数回答可)

- 72.6%の自治体が「心理的ケア・カウンセリング」と「金銭管理の補助」を婦人保護施設に求めている。



(9) - ① 婦人保護施設に求める支援について教えてください。(複数回答可)

【その他の医療的なケア】

- トraumケア
- 法的相談や警察等への同行。「自立支援」については、就労自立を目指すだけでなく、その方に応じた自立をどこに目標設定するのか、広い視野で支援目標を置いてほしい。若年専用のステップハウスの設置
- 糖尿病自己注射の見守り・管理
- 女性由来の疾病・保健衛生に関する助言指導
- PTSDやトラウマに関しての知識の習得や自己肯定感を高めるスキルの習得など

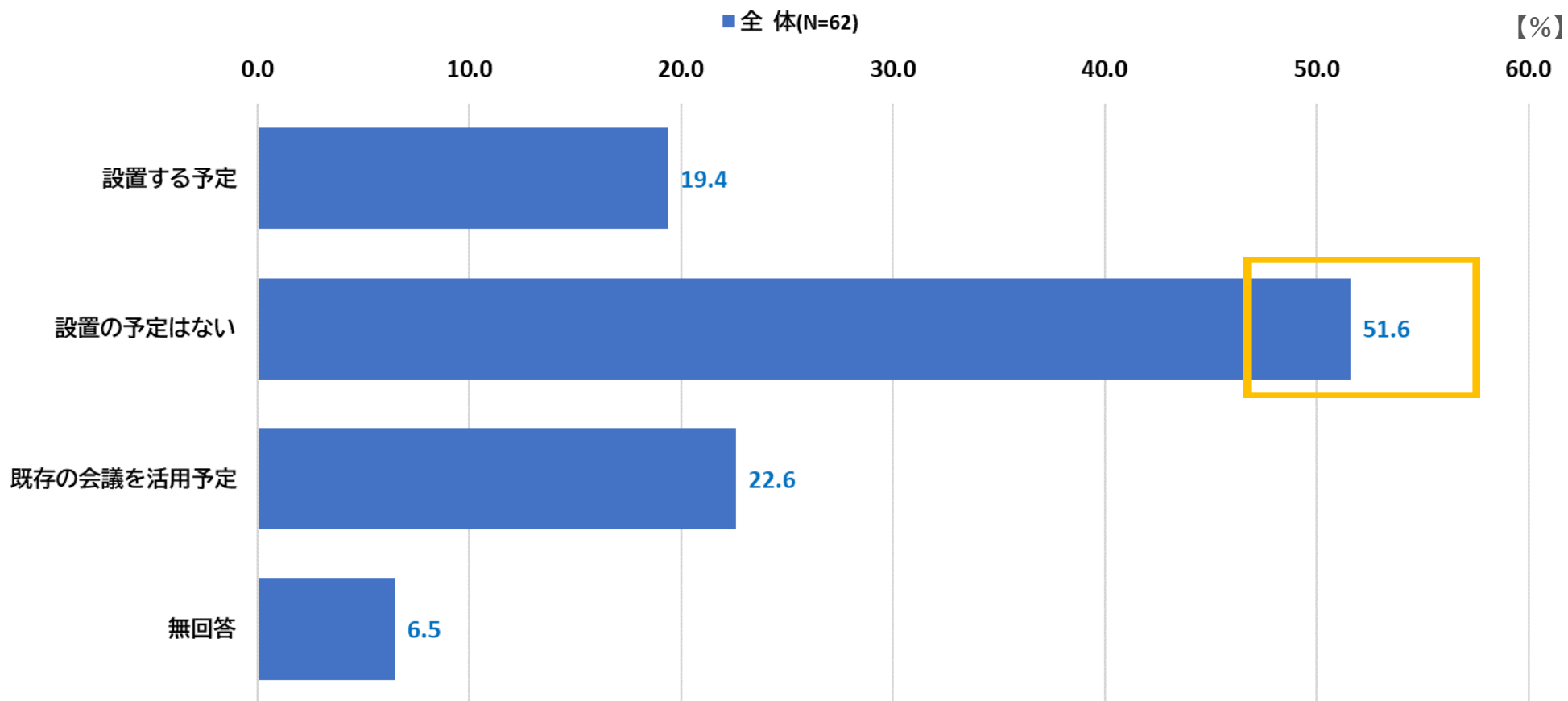
【その他のケア】

- 手帳の取得、法律的支援（債務整理など）、スムーズな生活保護自治体の移管
- 出張心理相談または、外来心理相談
- 入所実績がなく（若しくは少ないため）、現状の支援が分かりません。（4件）
- 職員の支援スキルの向上
- 性に関する知識やケアの方法
- 法テラス相談
- 本人が本当の意味で自立できる力を養うサポート（自分の能力に合った仕事の継続・金銭管理・生活力等）
- 障がい者手帳の取得や年金手続きなどサービス受給の支援
- 公的手続きの同行
- すべて既に網羅していただいていると認識しております。
- 個別支援計画を作成し、本人も納得の上、快適に生活できる状況、方向性を目に見える形で共有してほしい。枠に押し込めるような指導を基にしたルールありきではなく、快適に生活するための工夫を基にした施設ルールを一から考え直してほしい。
- 利用にあたっての手続きの流れの明確化
- 生活保護を受給せずに、自立できる支援、新たな施策
- 精神疾患、知的障害、発達障害のある女性の保護

【支援調整会議】（10）－① 貴自治体では、自治体が主催する支援調整会議を設置する予定はありますか。

■ 51.6%の自治体が支援調整会議の設置予定がない状況である。

問10①. 支援調整会議の設置予定



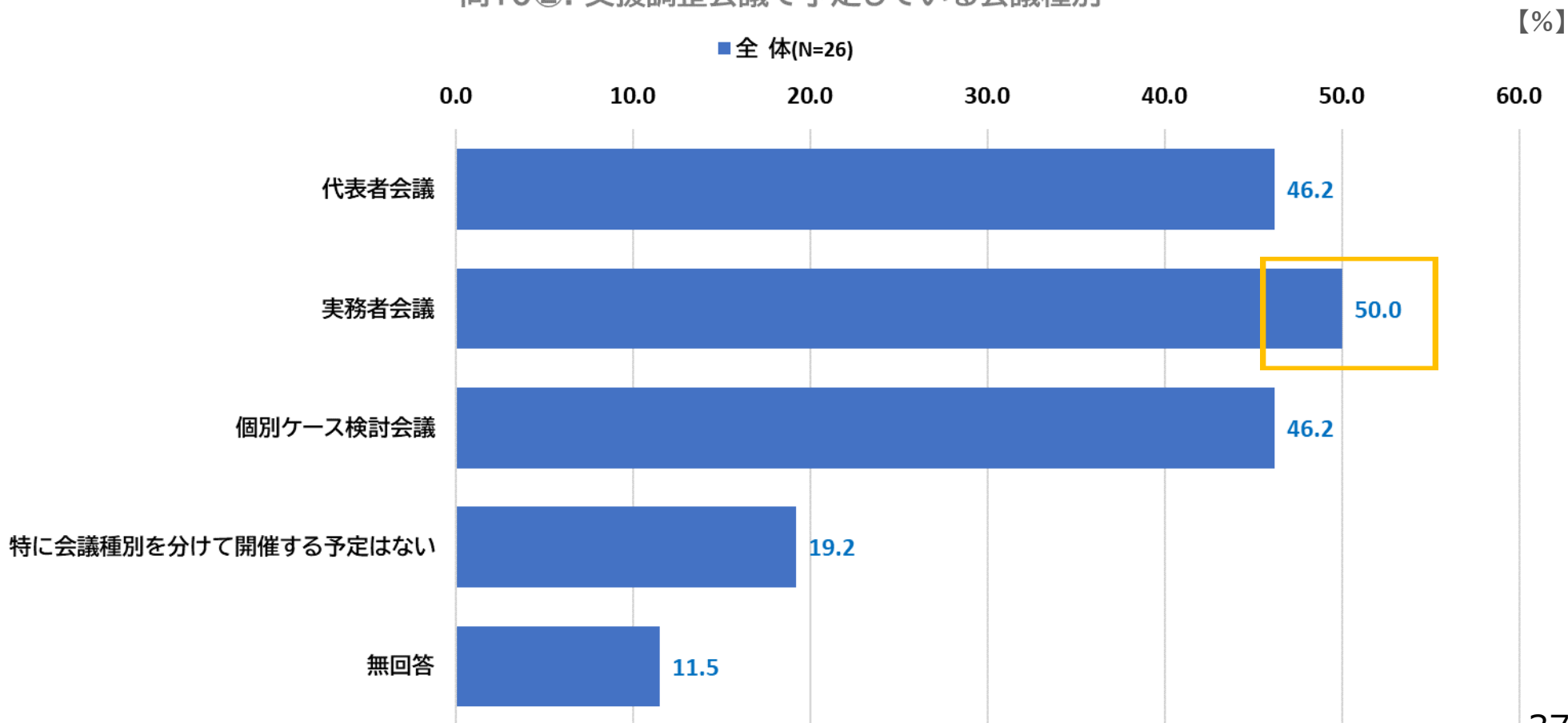
## (10) - ② 支援調整会議ではどの会議種別を開催予定ですか

(10) - ①で支援調整会議を①設置する予定③既存の会議を活用予定と記載した自治体のみ

※支援調整会議は「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な方針」において「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の各段階に分けて実施することが考えられるとされています。

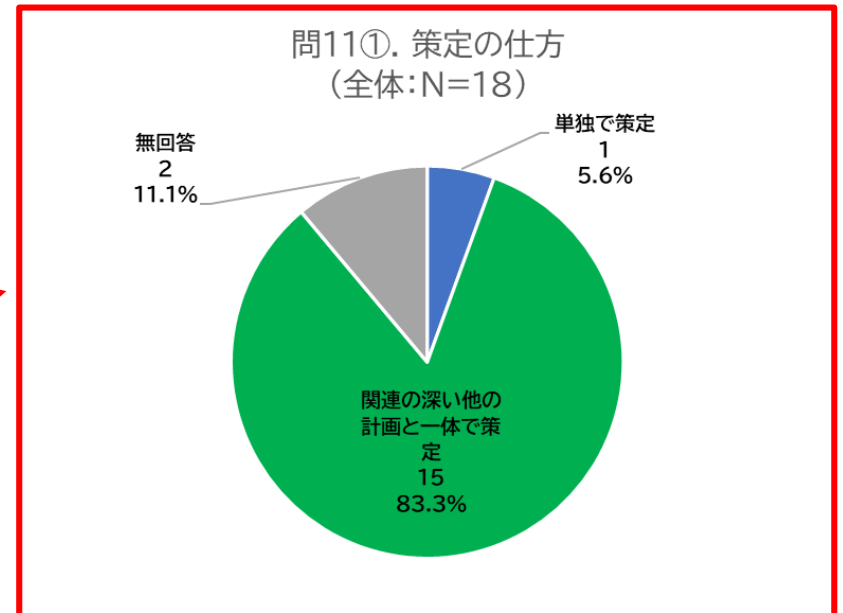
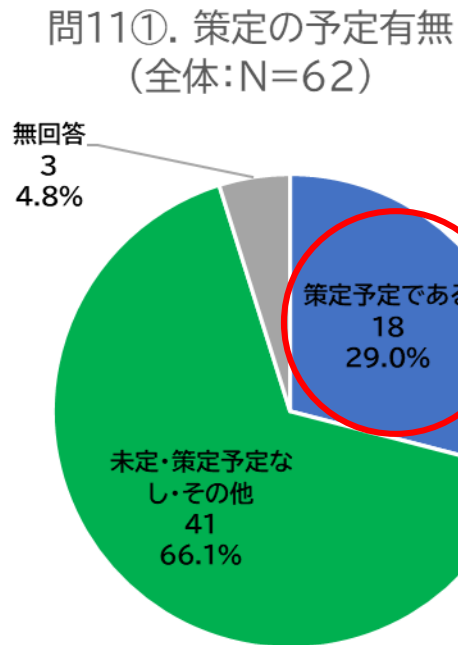
■ 支援調整会議を開催する予定の自治体のうち、50.0%の自治体が「実務者会議」を開催予定。

問10②. 支援調整会議で予定している会議種別



(11) - ①貴自治体において、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定の予定はありますか。 ※区市町村における計画策定は努力義務

- 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を区市町村において策定する予定の自治体は18であった。



## 自由意見

### (12) 新法施行に向けての課題や意見等があれば御記入ください (自由記述)

東京都女性相談センターの婦人相談員の位置づけが不明確ではないかと思う部分があるため、婦人相談員と一口にせず、中核機関である東京都の婦人相談員としての役割や位置づけ等を検討してほしい。

自治体ごとに配属部署や職種、身分が異なるため、業務内容、職務範囲が異なり(例:母子・父子自立支援員と兼務する自治体と独立しており、キャリアパスが全く異なる自治体がある)、婦人相談員が抱える課題にばらつきがある。

婦人相談員の配置について、各自治体に任されており、現状では地域ごとに支援の格差がある。どこの地域にいても平等に支援が受けられるよう、都道府県の基本計画で配置基準等を出してほしい。相談員増の要望を出す際にも根拠となる。

市区の婦人相談員が困難なケース対応で困ったときに、随時相談し、適切なサポートやアドバイス、スーパービジョンを受けられる仕組みを作してほしい。そのためには実際に現場経験がある人材が必要と考える。新任の相談員も安心して相談でき、学びを促進するようなサポートが望ましい。

都の婦人相談員新任研修では婦人保護は現在地保護ということになっている。婦人相談員が配置されている部署は生活保護の所管や児童の所管など様々なため、保護を必要とする人の相談の受け方は自治体により異なる。

婦人保護施設の措置制度について、母子生活支援施設のように制度上は措置でも、実態は契約とすることが人権擁護、権利回復の面から必要であると考え。また、社会が複雑多様化し、加害者が追及する範囲も広がっていることから広域利用をスムーズにできるような仕組みにする必要があると考える。

婦人保護施設へ契約による入所できた方が、本人の選択や意思の尊重が図られるのではないか。

- ・婦人保護施設入所時の本入所か短期入所(トライアル)かの明確な判断基準を設けてほしい。なぜ短期入所なのか本人や支援自治体の婦人相談員への共有が不足している。また短期入所になった場合、その期間内の外出(医療受診や乳児院への面会)時に婦人相談員の付き添いを必須としている施設があるが、付き添いを必要としない(追跡もなく、生活も安定している者)入所者までも一律に同行を求める現在の体制は、改善が必要と感じる。
- ・婦人保護施設への直接入所について積極的に進めてほしい。
- ・婦人保護施設について、婦人保護施設によってトライアルの期間があるが、その間通院同行などは婦人保護施設に入所依頼した婦人相談員が同行することとなり、トライアルの期間は施設の支援を受けることに制限がかかってしまう。トライアルであっても、通院を含め施設の支援が受けられるようにしてほしい。婦人相談員の負担が非常に大きい。
- ・婦人保護施設の移管について。移管を受けてもらい難しくなっているような気がします。一定の期間を決めることがいいか、入所期間は入所させた自治体を持つ(神奈川ルール)のがいいかはわからないが、わかりやすいルールがあるとよいように思います。

- ・追跡がある者と単なる居所なしの女性とを同じ施設内で保護するのは限界なのではと思う。
- ・民間団体が支援に慣れている自治体に相談者を連れていくために、別の自治体に生活の居や現在地のある女性を、相談したい自治体のホテルやネットカフェに1泊させて実績を作り、窓口に来てくれるということがよくある。窓口に来ている以上は対応するほかないが、県をまたいで連れてくるケースなどもあり、相談者自身の不利益になっているケースもある。現在地保護の在り方や、ルールの整備が必要。特に若年などで東京都から補助金を受けている団体にはしっかり研修などしていただきたい。

新法では、特に若年女性に対する支援を考えているように感じるが、女性全体の支援とするのであれば、精神疾患、高齢、障害等に対応できるハード面を整えてほしい。